平成21年6月第3回八街市議会定例会会議録(第1号)

.....

- 1. 開議 平成21年6月1日 午前10時10分
- 1. 出席議員は次のとおり
 - 1番 桜 田 秀 雄
 - 2番 林 修 三
 - 3番 山口孝弘
 - 4番 小 髙 良 則
 - 5番 湯 淺 祐 德
 - 6番 川 上 雄 次
 - 7番中田眞司
 - 8番 古 場 正 春
 - 9番 林 政 男
 - 10番 新 宅 雅 子
 - 11番 横 田 義 和

 - 12番 鯨 井 眞佐子
 - 13番 北 村 新 司
 - 14番 古 川 宏 史
 - 15番 山 本 義 一 16番 京 増 藤 江
 - 17番 右 山 正 美
 - 18番 小 澤 定 明
 - 19番 京 増 良 男
 - 20番 丸 山 わき子
 - 21番 加 藤 弘
 - 22番 山 本 邦 男

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市 長 長谷川 健 一 長 副 市 髙橋一夫 育 教 長 齊藤 勝 浅 羽 芳 明 総 務 部 長 部 長 小 倉 市 民 裕

済 環 境 部 長 森井辰夫 建 設 部 長 並木 敏 越川 会 計 管 理 者 みね子 教育委員会教育次長 尾高 幸子 農業委員会事務局長 藤 崎 康 雄 監查委員事務局長 江 澤 弘次 選挙管理委員会事務局長 長谷川 淳 一 財 政 課 加藤 長 多久美 渞 課 長 醐 文 一 水 醍 玉 保 年 金 課 長 石 毛 勝 醍 醐 介 護保険課 長 真 人 下 水 道 課 長 吉 田 郎 学校給食センター所長 勲 石 井 務 総 課 長 長谷川 淳 厚 生 課 長 蔵村 隆 雄 農 政 課 長 瀬 芳 之 加 渞 利 夫 路河川課長 勝 股 庶 務 課 長 河 野 政 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 今 井 誠 治 修 子 主 査 鯨 岡 主 査 小 川 正一 主 査 補 吉田 美恵子 主 任 主 事 栗原孝治

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第1号)

平成21年6月1日(月)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 発議案の上程

発議案第5号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第4 議案の上程

諮問第1号及び議案第1号 提案理由の説明

日程第5 休会の件

〇議長(山本邦男君)

会議に先立ち、議長より申し上げます。

地球温暖化防止及び省エネルギーに資するため、本日から会議出席者は上着及びネクタイの着用を自由とします。

本日、平成21年6月第3回八街市議会定例会は、ここに開会する運びとなりました。 この定例会は、発議案1件、諮問1件、議案1件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましても、ご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから、平成21年6月第3回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は22名です。したがって、この定例会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、監査委員から4月予算執行分にかかる例月出納検査報告書が提出されましたので、 その写しを配付しておきました。

次に、全国市議会議長会表彰の伝達を行います。

京増藤江議員、山本義一議員、前へお願いします。

(伝達式)

〇議長(山本邦男君)

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定に基づき、林修三議員、桜田秀雄議員 を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

〇小澤定明君

平成21年6月定例会の会期等を協議するため、去る5月25日に議会運営委員会を開催 し、協議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

6月定例会に上程される案件は、発議案1件、諮問1件、議案1件であります。

次に、一般質問の通告が、個人質問14人からありました。

以上の案件を審議するため、6月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、 会期を本日から6月9日までの9日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を 賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営 委員長の報告といたします。

〇議長(山本邦男君)

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から6月9日までの9日間と することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山本邦男君)

ご異議なしと認めます。

会期は9日間に決定しました。

日程第3、発議案の上程を行います。

発議案第5号の提案理由の説明を求めます。

〇北村新司君

発議案第5号について説明をさせていただきます。

この発議案は、専決処分事項の指定についてです。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年6月1日。

八街市議会議長、山本邦男様。

提出者、八街市議会議員、北村新司。

賛成者、八街市議会議員、鯨井眞佐子議員、同じく小澤定明議員、同じく古川宏史議員。 本文を読んで説明いたします。

専決処分事項の指定について。

次の事項について地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項に指定する。

- 1、市が提訴する訴えで、その目的の価格が100万円未満のものに関すること。
- 2、市が当事者である和解、または調停で、その目的の価格が100万円未満のものに関すること。
 - 3、1件100万円未満において、法律上、市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 4、法令の改正または廃止に伴い、その法令の題名、条項または用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、本市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。

附則。

- 1、この議決の効力は平成21年6月1日から生じるものとする。
- 2、専決事項の指定について、平成元年9月13日議決は、平成21年5月31日限り、 その効力を失うものとする。

発議案の内容について、若干補足の説明をさせていただきます。

市長の専決処分事項につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、平成元年9月13日議決で、1件100万円未満の損害賠償の額の決定に関することが指定されておりますが、今回提案させていただいたものは、1点目は地方自治法第96条第1項第12

号に規定する市が提訴する訴えで、その目的の価格が100万円未満の少額の事件に関することで、専決処分事項に指定することにより、事務の簡素化を図り、未収金の回収対策の一助とするため、専決事項に指定するものであります。

理由として、地方自治体を取り巻く状況は、景気の低迷等により年々厳しくなり、このような中で、市の歳入を確保することは、非常に厳しい状況になっております。

近年、受益を受けたにも関わらず、応分の負担である使用料等を支払わない、または払えるのに払わない者などが増加し、受益を受けていない他の人との公平性を保ち、歳入の確保を図る上でも未払金の回収が必要となります。

市税等、税金については、国税徴収法等により差し押さえや捜索、競売等、債権の回収について規定されておりますが、使用料等については、このような債権回収についての特段の定めはなく、民法が適応されることとなります。そのため、税金以外の民法の適応を受ける未収金を回収するには、裁判所に支払いの督促の申し立てを行う必要があります。その申し立てにより、裁判官が債務者に対して支払督促を行うことにより、その際、債務者から異議申し立てがあったときは、支払督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされるため、議会の議決を経なければなりません。

よって、1件100万円未満の少額の事案に限り、専決処分事項に指定することにより、 未収金の回収事務が簡素化し、未納している方との公的な場での話し合う機会を増やすこと が可能となります。

2点目は、地方自治法第96条第1項第12号に規定する和解または調停に関することです。

既に過去の議会等において議案として上程されたこともありますが、裁判所の提訴等によって、裁判において裁判官から和解または調停案が示された場合を含め、民法上の和解、訴訟上の和解及び訴訟提起前の和解、これらすべての場合において、和解に応じるには議会の議決を経なければなりませんが、100万円未満の少額のものについては、専決処分事項に指定することにより、事務の簡素化を図り、円滑な和解または調停の手続を進めるための一助とするものです。

理由として、市の所有する公共施設の管理上の瑕疵等による損害賠償の訴えの提起による 裁判における和解または調停や職員の公務中の事故等に関して、相手方と交渉し、示談を成 立させようとする場合など、100万円未満の少額の事件について、専決処分事項に指定す ることにより、相手方の要望や双方の利益を考慮して、早期に決定した方が交渉において得 策である場合や臨時議会を招集する時間的余裕がない場合に対応できる事務の簡素化を図り、 事件を円滑に解決できるよう一助とするものであります。

例を挙げると、既に過去の議会等において議案として上程されましたが、市が一括請求した過年度分の未収金を相手方が分納納付したいとの申し出に基づき、裁判官より和解案の提示が示された場合、その受け入れについても円滑に対応できるようになります。

3点目は、従前から市長の専決処分に指定しているもので、100万円未満の損害賠償額

を定めるものであります。

4点目は、地方自治法第96条第1項第1号に規定する条例の改正のうち、単にその条例で引用する上位法令である法律名等の変更など、条例の規定中、その名称を置きかえるもの等を改正する場合に限り、市長の専決処分事項に指定するものです。

理由として、条例の改正のうち、その規定する内容の改正はなく、単に法令の改正または 廃止に伴い、その条例において引用する上位の法律名や条番号を改正するものについては、 その内容を審議するまでもないため、事務を簡素化するため、専決処分事項に指定するもの です。

以上で、発議案の説明を終わりますが、皆さんに賛同いただき、可決いただきますよう、 よろしくお願い申し上げます。

〇議長(山本邦男君)

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第5号は、会議規則第37条第3項の 規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山本義一君)

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第5号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〇右山正美君

ちょっとお聞きいたしますが、今の説明の中で、第1項目、市が提訴する訴えで、その目的の価格が100万円未満のものに関すること、附則説明でもありましたとおり、例えば学校給食センターの関係とか、そういったもろもろの未収金に対して、市が提訴して簡略化されるということでありますが、これによって、ますます市民との軋轢は大きなものになってくると言わざるを得ませんし、まして市が何でもかんでも提訴できるということになりますと、これこそ全く大変なことになると思うんではないかと思います。

特に学校給食センターの給食費については、第8条の中で教育長がその任を負っていろいると指示文書等々を出すというふうになっております。ですから、税法上も、またいろんな問題を抱えてやってきているわけですから、簡単に100万円以下だからと、問題は簡単に済むかというと、私はすんでいかないと思いますけれども、その辺のものについてはどのように考えているのか。

〇北村新司君

提案した内容につきましては、先ほどのとおりでございますけれども、再度申し上げますと、今、右山議員のことにつきましてお答え申し上げます。

受益者負担の応分の負担金を支払うべき受益者が提供されたサービスを享受しているにも 関わらず支払わない、または支払えるのに支払わない事案が近年大変増加しております。そ ういう状況の中で、その未払金の回収が大変困難な状況が見受けられると思います。

そして、このため、この未収金の回収の方法の1つとして、裁判所に支払いの督促の申し立てを行う必要があると考えられます。この申し立てについて、債務者から協議申し立てがあったときは、支払督促の申し立てのときにさかのぼって、訴えの提起があったとみなされ、議会の議決を経なければなりませんが、このため、少額の事案の処分に限り、専決処分事項に指定して未収金の回収事務の簡素化、未納している人の公的な場での話し合いの機会が持てると、そう思っておりますので、この専決処分事項についての提案をさせてもらったものでございます。

特に、再度申し上げますが、この専決処分事項の指定によって、未収金回収事務の簡素化、 このことが大いに図れるものと、そう考えているところでございます。

〇右山正美君

私は、こういった専決処分の内容じゃなくても、私は済むのではないかというふうに思います。今、答弁がありましたけれども、これは負担金ですから払うのは当たり前です。これは当然なことです。しかし、その払える人、払えない人、この判断をどこでどうやってやっていくのか。その辺のところも大変矛盾する問題ではないかなと思いますよ。では、払わない人が払えるようにする。払えない人はどうするんだ、こういった問題も出てくるわけです。税法上でも生活が中心であって、税は二の次という、そういった決まりもあるわけですから。全く悪質な、そういった人たちに対する提訴なわけですか。私は、その中身についてかなり矛盾が起きるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

〇北村新司君

そういうことで、今、右山議員からお話がございましたけれども、未納している人と公的な場での話し合いの機会が持てるということで、十分そのことは理解されると、そう思っているところでございます。

〇右山正美君

私は、公的な場ではなくても、やはり地道なそういった説得とか、こういったものがなくてもできるんではないかなというふうに思うわけです。やはり、そういうものを大上段にかまえてやるのではなくて、やはり私は払いたくても払えないという現状があるわけですから、そういった人たちに全部こういったものを押し付けて払えということになってきたら、これはもう強行政治ですよ、こういったものを出すということは。私は、非常に納得しかねます。以上です。

〇議長(山本邦男君)

ほかに質疑はありませんか。

〇桜田秀雄君

先ほどの説明の中で、ちょっとわからない部分があるのですが、例えば第1項、これをやってしまうと、例えば現在、第180条に伴う専決事項が1件ありますけれども、この結果

というのは、議場配付で終わってしまうわけですよね。

専決処分の結果については、議場配付で終わるということになりますよね。

〇北村新司君

今、桜田委員からの質問がございましたけれども、先ほど右山議員に答弁したことが大まかな理由でございますけれども、多分、議会のチェック機能が果たせないというようなことが、質問の趣旨であろうかと思いますが、そのことについて申し上げますと、議会のチェックが機能を果たせないというような指摘でございますけれども、今回の専決処分事項の指定については、受益者の負担、納付すべき料金について納入の話し合い、督促、臨戸等をしての納付依頼等の手続を行っても、正当な理由がなく支払っていただけない使用料等について、市の歳入の確保を図る上からも、また同じサービスを受けて、その使用料を負担している方々の公平性や均衡を図ることが必要であり、そのために裁判所等へ提訴し、話し合いの場についていただくことが必要であるために提案したものでございます。

〇桜田秀雄君

全国議長会の方でも地方分権の中で、議決権の拡大を図るようにと、こういう趣旨の答申が出ています。何かこれを見ると、逆の方向に進んでいるのかなと、こんな思いをするんですが、第180条に伴う専決を認めてしまうと、もちろんこれに議員はタッチできなくなりますし、最近、僕も先の臨時議会で5件の専決処分が出されました。最近、安易に専決処分がありますので、私は少しでも案件に反対をして、当局の姿勢を正したいと、そういうことで反対をさせてもらったんですが、そういう観点から見て、この発議案、1項からいろいろありますけれども、納得できないと。

僕は、一応、各市町村、例えば四街道の場合は1件100万円の損害賠償の決定に関すること。白井市は1件100万円未満の損害賠償の決定に関すること。佐倉市、1件100万円以下における法律上、市の責務に属する損害賠償の額の決定。2項に市が当事者である和解または調停、その他の目的額が100万円以下のものに関すること。成田市も印西市もほとんど同じでございまして、また、皆さん方が昨年多分研修に行ったと思うんですが、栃木県の足利市、ここでもやはり、このような内容でございまして、八街市と同様に給食費の問題で裁判ざたが起こっています。いろいろ聞きましたけれども、こうした条文が足かせになったことはないと、こう言われておりますので、わざわざここまで、議会の議決権を市長にゆだねることはないのではないかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

〇北村新司君

先ほど右山議員にも申し上げましたけれども、未納している方との公的な場での話し合い の機会をもたれるという理由があるということで提案したものでございますので、ご理解を いただきたいと思います。

〇桜田秀雄君

これは単なる未納とか、そういう問題ではなくて、議員の質問権にも抵触する問題であろうと思うんですね。例えば訴訟の関係で、こういうことを質問したい、こういうことを質し

たいと思ったときに、それができなくなってしまう。そういう立場からすると、この発議案はやはり全会一致で決めるべき問題であり、やはり反対がある以上、それはやはり通すべきではないと、私はこのように思います。

次に、4項についてお尋ねしたいのですが、例えば先の臨時議会で5件の専決処分が提案 をされました。内容はご存じだと思うんですが、これに該当するような件はございますか。

〇北村新司君

先ほど4点目のことに説明申し上げましたけれども、再度申し上げますと、理由として条例改正のうち、その規定のする内容の改正はなく、単に法令の改正または廃止に伴い、その条例において引用する上位の法律名や条番号を改正するものについては、その内容を審議するまでもないため、事務を簡素化するため専決処分事項に指定するものです。以上です。

〇桜田秀雄君

議会の仕事というのは、例えば条例を作る、あるいは改廃する、あるいは予算を決める。 そして決算を認定する。これが3つの大きな要素であろうと思うんですが、この条例に関し て議会が例えば、そういう些細なことであっても市長に対して、それを丸投げしてしまうと いうのは、やはり議会の議決権の崩壊につながるのではないかと、私はそういうふうに思う んですが、いかがでしょう。

〇議長(山本邦男君)

桜田議員に申し上げます。

議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言は同一議題について一問一答、2回までと定めております。

ほかに質疑はございませんか。

〇丸山わき子君

先ほど、右山議員の方からも質問があったわけですけれども、再度お伺いいたします。

北村議員からは、こうした提案に対しては、事務の簡素化ということが第一に挙げられていたと思います。しかし、この間、支払督促の申し立て等に関しての議会内での報告等を聞いておりますと、親身な相談をすれば、こうした支払督促は必要ではなかったんじゃないかと、このように私は感じているところであります。

たしか浦安では、こうした例えば給食費の滞納世帯に対して、人員を配置して、その相談に乗る。そういうことで収納率を上げているということをご紹介したと思いますが、やはりそういう努力をして、なおかつどうしようもできないというのであれば、考えられるわけですけれども、そういった努力が一切ないと。この間の取り組みの中で、事務の簡素化のみを最優先させるやり方ではなくて、本当にこの八街市でどうしたら市民の皆さんと気持ちを1つにして行政運営できるのか。そういったところまで踏み込んだ、そういう取り組みが全くない中で、ただ単に事務の簡素化だけを前面に出して、こうした市民に対して圧力的な、そういう行政を進めるというのは納得できない。その辺については、この間の支払督促の申し立てを八街市は実際にやってきているわけですけれども、そういった経験を踏まえて、こう

したものが出てきているのかどうか。その点について、私は質問いたします。

〇北村新司君

今、丸山議員から意見がございましたけれども、支払督促について申し上げますと、支払督促とは、債権者が金銭、その他のものが一定の数量の納付を目的にする請求について、民事訴訟法第382条に基づき、裁判所書記官に対する申し立てにより発せられる督促手続であり、申し立てを受けた裁判所書記官は、債務者を審尋することなしに支払督促を発することとされております。この支払督促状を発した場合、その督促を受けた債務者は督促の異議を申し立てすることができるとあります。それによって事件は通常の訴訟手続に移行することになります。この場合によって、当初なした支払督促の申し立ては、その訴えの提起とみなされることになっております。

したがって、市が支払督促の申し立てをした場合、申し立てそのものは、自治法第96条第1項第12号にいう、訴えの提起に含まれないものとしても、債務者がその支払督促に対して適正な督促、異議の申し立てをした場合、民事訴訟法の規定により支払督促の申し立てのときにさかのぼって、訴えの提起があったものとみなされ、その結果、議会の議決を経ないものと支払督促については、そうありますが、先ほど丸山議員が事務の簡素化というようなことを提案理由というような話でございましたが、それだけではございません。未収金の回収事務の簡素化及び未納している人の公的の場での話し合いの機会が多々持たれるということが理由でございます。

〇丸山わき子君

この間、こういった事例があって議会の中でも論議されたところなんですけれども、裁判に持っていかなくても、督促をしてもしなくとも、十分職員の対応の仕方、持っていき方で対応できたんじゃないかという事例が数多くあったと思うんです。今、職員が大変少ない中での対応ということで、大変厳しいようでございます。ですから、人員を増やして、きちんと相談員を配置して、それで対応すれば十分対応できることであって、何もこうした新たな専決処分を増やしていく必要はないと思います。

また、議会といたしましては、やはり議会の活性化に逆行するものであるというふうに思います。やはり市民の大切な税金が、どのように使われるのか。これをチェックするのが議員の仕事でして、それを自ら放棄してしまう、こういうあり方に対しては、私は断固反対であります。以上の立場で、私は反対していきたいと思います。

〇議長(山本邦男君)

ほかに質疑はございませんか。

〇京増藤江君

今までの質問の中で、未収金回収の一助として、市の歳入確保としてというふうに、また、 事務の簡素化のためにするんだということなんですけれども、市民の皆さんの暮らしが本当 に大変になっているからこそ、こういう状況が出ているわけです。 1 億総中流というような、 そういうふうに経済が発展して、国民の暮らしが成り立っていたときには、こういうことは 問題にならなかったわけですよ。ですから、市の歳入確保とか、そういうのであれば、やは り市民の皆さんの仕事確保はどうするのかとか、そういうことが中心でなければいけなかっ たはずなんですね。

それで、職員の皆さんは本当に税金を納めてもらおうということで頑張っています。ところが、頑張り過ぎて生活保護を受けておられる方からも、前に滞納していた国保税をとってしまったと。それで、生活が成り立たない。こういうことも起きているわけなんです。ですから、とにかく未収金を回収しようと、歳入を確保しようと、それだけであったら、本当に市民の皆さんを苦しめてしまう。命と暮らしを守るという自治体の役割を投げ捨ててしまう。そういうことになってしまいます。

ですから、こういう面での市長の専決処分事項を増やしてしまうということは、市民の暮らしを命を脅かしてしまうということにつながってしまいますから、歳入確保とかというのであれば、やはり税金を納められるようにするには、どういうふうな市政にしたらいいのか。そういうことをしっかりと市の方がやっていく、行政がやっていくということが必要であると思うんです。

そういう意味で、ただ、徴収強化というところでは異議がありますが、そういう点については、どう考えておられるのでしょうか。

〇北村新司君

京増議員からお話がございましたけれども、先ほど右山議員、丸山議員、桜田議員に答弁 したとおりが大まかでございますけれども、再度申し上げますと、市の歳入確保を図る上か らも、また、同じサービスを受けて、その使用料を負担している方々との公平性、均衡を図 るということが目的でございますので、そのため、裁判所へ提訴していただいて、話し合い の場についていただくということが理由でございます。

また、何回も申し上げて大変恐縮でございますけれども、未収金の回収事務の簡素化、未納している人との公的な話し合いの機会を持つということが大きな理由でございますので、 ご理解をいただきたいと思います。

〇京増藤江君

サービスを利用してる方が、それなりの料金を払わなければいけない、使用料を払わなければいけないということをおっしゃっているんですけれども、でも、それは先ほども右山議員からもありましたように生活ができない人から税金をとっていいのかとか、そして社会保障というのは払えない人からとるものじゃない。払えなくても必要なサービスは、きちんと皆さんに利用していただく。それが社会保障の意味ですから、そういうところが、私は必要だと思うんですよ。やはり、社会保障はどうあるべきか。そういうところは考えて、これは提案したものでしょうか。

〇北村新司君

何回も申し上げて申し訳ございませんけれども、先ほど答弁したとおりでございますので、 ご理解をいただきたいと思います。

〇京増藤江君

この間、市民の皆さんの収入は減っております。そういう中で、定率減税なども廃止されて、本当に負担が増えているわけですよ。だからこそ、こういう払えないという問題も起きています。そして、国保税なども引き上げられた、介護保険料も引き上げられた。こういう収入の増えない中で、起きてきている未納の問題だということを私はよく、この議会でもしっかりと考えていかなければならないということを申し上げて終わります。

〇議長(山本邦男君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山本邦男君)

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

発議案第5号についての討論を許します。

討論はありませんか。

最初に反対討論の発言を許します。

〇丸山わき子君

ただいま議題となっております専決処分事項の指定について、私、反対するものであります。議会の議決を必要としたものに対し、議会の議決を省略するというものですが、議会の任務に関わることであり、議会の活性化に逆行するものである、このように考えるわけでございます。

議会内での協議、また、討議が尽くされないまま、こうした専決処分の指定について提案をしてきたという点についても、大変これは問題があると、このように1点指摘させていただきたいと思います。

2つ目には、議会は予算執行に当たっての議決権を持っています。これは、市民の税金が 的確に使われていくのか、監視するというものです。しかし、今回の専決処分は、こうした 議決権を放棄するものであり、議会の形骸化につながるものである。この立場から私は到底 容認できません。

以上の立場で反対いたします。

〇議長(山本邦男君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山本邦男君)

討論がなければ、これで発議案第5号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第5号、専決処分事項の指定についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

〇議長(山本邦男君)

起立多数であります。発議案第5号は、原案のとおり可決されました。 日程第4、議案の上程を行います。

諮問第1号及び議案第1号を一括議題とし、採決は分割して行います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山本邦男君)

ご異議なしと認めます。

諮問第1号及び議案第1号の提案理由の説明を求めます。

〇市長(長谷川健一君)

提案理由の説明に先立ちまして、今回、全国議長会から表彰された京増議員、山本議員に対しまして、ただいま議場におかれまして、山本邦男議長から伝達されました。誠におめでとうございます。どうぞ、今後もこれを契機に議員活動に、ひとつ市民のために、より一層のご活躍を願って、お祝いの言葉にかえさせていただきます。

本日ここに平成21年6月第3回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼を申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、人事に関する諮問1件、平成21年度一般会計補正 予算、計2議案でございます。

それでは、提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。人権擁護委員であります「綿貫則子」氏の任期が平成21年9月30日をもって満了いたしますが、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号は、平成21年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に2千744万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億3千805万1千円とするものでございます。

歳入につきましては、県支出金であります千葉県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金1 千434万7千円、千葉県消費者行政活性化基金事業補助金1千300万円を増額するのが 主なものでございます。

歳出につきましては、就労支援事業費1千434万7千円、消費生活対策費1千310万円を増額するものでございます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、議案ではございませんが、平成20年度繰越明許費につきましては、議案と一緒に 配付してございます繰越計算書をもって報告にかえさせていただきます。

よろしくどうぞお願いします。

〇議長(山本邦男君)

以上で説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっています諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山本邦男君)

ご異議なしと認めます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護員法第6条第3項の規定に 基づき、議会の意見を求めるものです。

お諮りします。この件について、直ちに意見を決定したいと思います。

人権擁護委員候補者を市長の推薦のとおり、適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山本邦男君)

ご異議なしと認めます。

諮問第1号は、市長の推薦のとおり適任と認めることに決定しました。

日程第5、休会の件を議題とします。

明日2日から3日は、議案審査のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山本邦男君)

ご異議なしと認めます。

明日2日から3日は、休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月4日は、午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。6月9日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑の ある方は6月5日、午後4時までに通告書を提出するようお願いします。

この後、議員親睦会役員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時00分)

○本日の会議に付した事件

- 1. 会議録署名議員の指名
- 2. 会期の決定
- 発議案の上程
 発議案第5号
 提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

4. 議案の上程 諮問第1号及び議案第1号 提案理由の説明

5. 休会の件

.....

発議案第5号 専決処分事項の指定について

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 平成21年度八街市一般会計補正予算について